

地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱

制定 2 食産第 6 8 0 6 号
令和 3 年 3 月 2 9 日
農林水産事務次官依命通知

改正 令和 4 年 4 月 1 日 3 新食第 2 0 6 9 号
改正 令和 5 年 3 月 3 1 日 4 新食第 3 0 5 3 号

(趣旨)

第 1 本事業により、地域の農林水産物を有効活用するため、都道府県が地域の食品産業を中心とした多様な関係者それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置し、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を推進する。

(通則)

第 2 地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 補助金は、第 1 の趣旨を踏まえ、食品産業と農林水産業との連携強化に資することを目的とする。

(定義)

第 4 本要綱における用語については、次のとおりとする。

- 1 「地域食品産業連携プロジェクト」とは、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画するプラットフォームを形成し、地域の農林水産物を活用したビジネスを継続的に創出する仕組みの構築をいい、略称は L F P（Local Food Project の頭文字）とする。
- 2 「プラットフォーム」とは、都道府県が、自ら管轄する区域において形成する、地域の食品産業を中心とした多様な関係者（農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体、食品製造事業者、流通販売事業者その他の事業者、金融機関、大学、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社等）が参画したプラットフォームをいう。

- 3 「新たなビジネス」とは、地域の農林水産物を有効活用した、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスモデルをいう。
- 4 「中央LFP」とは、地域食品産業連携プロジェクト推進委託事業の実施主体をいう。
- 5 「LFPコーディネーター」とは、中央LFPに所属するLFPの専門的な知見を有する者をいう。

(補助事業者等の要件)

第5 別表1第2の(1)の事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる条件を全て満たす都道府県であるものとする。なお、事業の実施にあたっては、事業計画を別表2の配分基準に照らし、ポイントの高い順に予算の範囲内で補助事業者へ配分することとする。

ア プラットフォームの参画者のほか、本事業の内容に照らして必要となる関係機関との連携体制が構築されていること。

イ 取得した個人情報을適切に取り扱う体制が構築されていること。

ウ 経理について複数の者による審査体制が構築されていること。

エ 別表1第2の(1)の③については、事業実施年度の8月中までを目途に、同表第2の(2)については事業実施年度の9月を目途に取組を開始することができると見込まれること。

2 別表1第2の(2)の事業を行う者(以下「間接補助事業者」という。)は、プラットフォームの参画者である農林漁業者等(農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。)、食品製造事業者、流通販売事業者等が連携して行う取組の代表者であるものとし、別表3に掲げる要件を全て満たすこととする。

(事業の内容)

第6 本事業において実施する事業の内容については、別表1第2の各号に掲げるものとする。

(事業の実施)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、第9第1項の交付申請書の提出より前に、別記様式第1号による事業実施計画書を地方農政局長等(補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合にあっては主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 補助事業者は、間接補助事業の交付決定をしたときは、交付申請書に添付されている別記様式第13号による事業実施計画書の写しを速やかに地方農政局長等に提出しなければならない。

(交付の対象及び補助率)

第8 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助事業者に対して補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

(申請手続)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第2号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第11 地方農政局長等は、第9第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(事業の着手)

第12 補助事業者は、第11第1項の規定による通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合、補助事業者は、その理由を明記した別記様式第3号による交付決定前着手届出書を、補助事業者にあつては地方農政局長等に、間接補助事業者にあつては都道府県知事に提出した上で事業に着手するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

- 3 前項の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者又は間接補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(申請の取下げ)

第13 補助事業者は、第9第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 14 補助事業者又は間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 4 号による変更等承認申請書を、補助事業者にあつては地方農政局長等に、間接補助事業者にあつては都道府県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等又は都道府県知事は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第 15 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表 1 第 1 の (1) 及び (2) の相互間における経費の 30%以内の増減
- (2) 事業費の 30%以内の増減
- (3) 事業の追加、中止又は廃止以外の事業内容の変更
- (4) 事業実施計画書 2「目標年度及び成果目標」及び同 3 (3) イ「想定する新たなビジネスの概要」の変更を伴わない事業実施計画の変更

(事業遅延の届出)

第 16 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び補助事業の実施状況を記載した書面（補助事業者が補助事業に関して繰越しを必要とする場合は、繰越承認申請書も含む。）を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 17 補助事業者は、第 11 第 1 項の規定による交付決定に係る年度から事業が終了する年度まで、12 月末日現在における補助事業の遂行の状況について、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 18 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号の概算払請求書を、地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州

農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲内で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業の財源に充てるべき補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第 19 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（第 14 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第 9 第 2 項ただし書の規定により消費税仕入控除税額を減額せずに交付申請をした補助事業者であって、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第 9 第 2 項ただし書の規定により消費税仕入控除税額を減額せずに交付申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 20 地方農政局長等は、第 19 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に

係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 21 補助事業者は、第 20 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 19 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 20 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第 20 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 22 地方農政局長等は、第 14 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 11 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他の不適當な行為をした場合。
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し、法令に違反した場合。
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 20 第 3 項の規定（括弧書きを除く）を準用する。

(収益納付)

- 第 23 補助事業者は、補助事業終了年度の翌年度以降 3 年間毎年、当該事業の実施による、別表 1 第 2 の (2) の①の新商品等の販売に係る収益の状況について、間接補助事業者からの報告を受けて速やかに、別記様式第 10 号により地方農政局長等に報告しなければならない。
- 2 間接補助事業者は、間接補助事業終了年度の翌年度以降 3 年間毎年、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2 月以内に、当該事業の収益の状況について、別記様式 10 号により都道府県知事に報告しなければならない。
 - 3 地方農政局長等は、補助事業者又は間接補助事業者が相当の利益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、補助事業者に納付を命じることが

できるものとする。

(補助金の経理)

- 第 24 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 前2項及び第25に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

- 第 25 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第 26 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第14から第17及び第19から第24の規定に準ずる条件並びに適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に掲げる条件を付さなければならない。
- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第12号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
 - (3) 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託する場合は、都道府県知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結するものとする。なお、間接補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の2分の1までとする。
 - 3 間接補助金の交付を受けようとする者は、当該間接補助金の交付申請書の提出より前に、別記様式第13号による事業実施計画書を都道府県知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 27 補助事業者は、第7第1項の規定による事業実施計画書の提出、第7第2項の規定による間接補助事業実施計画書の提出、第9第1項の規定による交付の申請、第12第2項の交付決定前着手届、第13の規定による申請の取り下げ、第14の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第17の規定による状況報告、第18の規定による概算

払請求書、第 19 第 1 項の規定による実績報告書、第 19 第 2 項の規定による年度終了実績報告書、第 19 第 4 項の消費税仕入控除税額の確定に伴う報告、第 23 第 1 項の規定による収益状況報告書並びに第 29 第 1 項の規定による事業実施状況等及び評価報告書については、当該各規定の定めにかかわらず、共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第 1 項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（国庫納付に当たっての留意事項）

第 28 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

（事業実施状況等及び評価の報告）

- 第 29 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の成果目標の達成に向けた事業実施状況又は成果目標の達成状況を、別記様式第 14 号により、事業実施年度から目標年度までの間について、毎年、間接補助事業者にあつては翌年度の 6 月末までに都道府県知事に、補助事業者にあつては翌年度の 9 月末までに地方農政局長等に報告すること。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定により補助事業者から報告を受けた場合は、その内容の評価を行い、必要に応じ成果目標の達成が図られるよう補助事業者に指導することができるものとする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により地方農政局長等から指導を受けた場合は、成果目標の達成に向けた取組を行うものとする。
 - 4 地方農政局長等は、第 1 項の報告内容及び第 2 項の指導内容を、毎年 12 月末までに大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）に報告するものとする。

（その他）

- 第 30 補助事業者は、補助事業の終了後も、新たなビジネスを継続的に創出することができる体制を整備するよう努めるものとする。
- 2 補助事業者は、本事業の普及のため、地方農政局長等の求めに応じ、都道府県名及び事業概要を公表することについて応じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1

第1 区分	第2 事業内容	第3 補助対象経費	第4 補助率
<p>(1) プラットフォーム形成事業</p>	<p>(1) プラットフォーム形成事業 都道府県が、自ら管轄する区域において、地域の食品産業を中心とした多様な関係者(農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体、食品製造事業者、流通販売事業者その他の事業者、金融機関、大学、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社等)が参画したプラットフォームを形成し、新たなビジネスを創出する取組を支援するため、以下に掲げる事業を実施する。</p> <p>① プラットフォームの形成 補助事業の運営を行う事務局として、多様な関係者で構成するプラットフォームを形成し、運営する。 また、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体及び消費者のプラットフォームへの参画を促す説明会を開催する。</p> <p>② 情報発信 L F Pの取組について情報発信を行い、プラットフォームの取組の進展に資する事業者等のプラットフォームへの参画を促すため、ホームページを構築し、運営する。</p> <p>③ 研修会の開催 L F Pコーディネーター及び専門家による、プラットフォームの参画者を対象とした、新たなビジネスの理解醸成に資する講義、地域資源の洗い出しや磨き上げによる新たなビジネスのアイデアを生み出すワークショップ、次年度に向けた取組の検討、その他中央L F Pとの協議の上で都道府県が企画して行う研修会を年に2回から3回程度開催する。</p> <p>④ 戦略会議の開催 ③の研修会での意見を基にした新たなビ</p>	<p>(1) プラットフォーム形成事業</p> <p>① プラットフォームの設置・運営費 会場借料、資料印刷費、通信費(オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。)、消耗品費、事務局員旅費、通信機器類等リース料、管理運営費等</p> <p>② 情報発信費 ホームページ作成・運営費等</p> <p>③ 研修会の開催費 会場借料、資料印刷費、通信費(オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。)、消耗品費、講師謝金、講師旅費、事務局旅費、管理運営費等</p> <p>④ 戦略会議の開催費</p>	<p>定額</p>

第1 区分	第2 事業内容	第3 補助対象経費	第4 補助率
<p>(2) 新商品開発・販路開拓事業</p>	<p>ビジネスの基本構想を検討する会議を年に2回程度開催するとともに、新たなビジネスを担う事業者とのマッチングを実施する。実施にあたっては、LFPコーディネーター及び専門家の派遣を受けて、指導・助言を得るものとする。</p> <p>⑤ 新たなビジネスの支援</p> <p>中央LFPと連携し、次に掲げる間接補助事業に対する支援を実施する。</p> <p>ア 間接補助事業者が行う新たなビジネスの事業計画の策定及び実施に係る支援。</p> <p>イ 新たなビジネスにおけるクラウドファンディングのプロジェクトページ作成等の支援。</p> <p>(2) 新商品開発・販路開拓事業</p> <p>間接補助事業者が、新たなビジネスを創出するために、LFPコーディネーター又は専門家の指導・助言を受けて以下に掲げる取組を実施する。</p> <p>① 新商品等の開発</p> <p>LFPにおいて組成された、新商品、新メニュー、新サービス等(以下「新商品等」という。)の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。</p> <p>なお、本取組は新商品等を消費者ニーズに合わせたより良いものに開発する観点から、3回を限度として行うことができるものとする。</p> <p>② 販路開拓の実施</p> <p>(2)の①で開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展を行う。</p>	<p>会場借料、資料印刷費、通信費(オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。)、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費等</p> <p>⑤新たなビジネスの支援に係る経費</p> <p>通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費等</p> <p>(2) 新商品開発・販路開拓事業</p> <p>① 新商品等の開発費</p> <p>新商品等企画・実証・開発費(データを活用したマーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等)</p> <p>②販路開拓費</p> <p>ア 消費者評価会実施費</p> <p>会場借料、資料印刷費、アンケート調査票印刷費、集計整理賃金等</p> <p>イ 販売促進展開費</p>	<p>定額 (4,000 千円以 内)</p>

第1 区分	第2 事業内容	第3 補助対象経費	第4 補助率
		出展料、出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。）、商品紹介資料印刷費、展示品輸送費、インターネットを活用した試験販売費、消耗品費等	

別表2 地域食品産業連携プロジェクト推進事業の配分基準

1 輸出枠の取組に対する配分

輸出枠の対象となる取組は、今後新たに輸出を目指して行われる取組であって、その取組について輸出事業計画の認定を受ける（変更を含む。）予定であるものとする。輸出枠の対象となる事業実施計画をポイントの高い順に並べ、輸出枠の範囲内で配分することとし、輸出枠として配分とならなかった事業実施計画については、輸出枠の対象とならない事業実施計画と合わせ、ポイントの高い順に並べ、予算の範囲内で配分することとする。

2 輸出枠以外の取組に対する配分

輸出枠の対象となる事業実施計画への配分を行った後、残りの事業実施計画についてもポイントの高い順に並べ、残りの配分可能額の範囲内で配分することとする。要望額が予算額を上回る場合には、減額し配分する場合がある。

3 評価の基準

評価項目及び配点基準		ポイント
【有効性】	(1) 事業の目的が「新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築」に資する取組となっているか。	
	ア 事業の目的が「新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築」に十分に資するものとなっている。	5
	イ 事業の目的が「新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっている。	3
	ウ 事業の目的が「新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっていない。	不選定
	(2) 事業の目的が、地域の社会的課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。	
	ア 社会的課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。	5
イ 社会的課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	3	
ウ 現状の把握、社会的課題の把握が行われていない。	不選定	

【費用対効果】	<p>(3) 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。</p> <p>ア 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができる。</p> <p>イ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果を期待することができる。</p> <p>ウ 事業費が過大である。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【実現性】	<p>(4) 新たなビジネスの創出に資するプラットフォームの形成を期待することができるか。</p> <p>ア 地域内のLFPパートナーの参画が十分であるとともに、イノベーションの創発に資する食品産業等以外の異業種等の参画が見込まれる。</p> <p>イ 地域内のLFPパートナーの参画が十分見込まれる。</p> <p>ウ 地域内のLFPパートナーの参画が不十分となることが見込まれる。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【独創性・先進性】	<p>(5) 新たなビジネスが地域におけるビジネスモデルとなり得る取組として検討されているか。</p> <p>① ビジネスモデルの要素（誰に、どんな価値を、どのように提供し、なぜ利益に繋がるのか）を備えているか。</p> <p>ア 全ての要素を備えている。</p> <p>イ 一定程度の要素を備えている。</p> <p>ウ 要素が確認できない。</p> <p>② 事業者の経営資源の組合せによるイノベーションの創発が期待できるか。</p> <p>ア イノベーションの創発が十分に期待できる。</p> <p>イ イノベーションの創発が期待できる。</p> <p>ウ イノベーションの創発が期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p> <p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>

	<p>③ 消費者ニーズをサプライチェーンの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できるか。</p> <p>ア 消費者ニーズをサプライチェーンの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が十分に期待できる。</p> <p>イ 消費者ニーズをサプライチェーンの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できる。</p> <p>ウ 消費者ニーズをサプライチェーンの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
	<p>④ 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築が期待できるか。</p> <p>ア 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築が十分に期待できる。</p> <p>イ 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築が期待できる。</p> <p>ウ 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築が期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【継続性】	<p>(6) 単発的な活動ではなく、事業の継続性は見られるか。</p> <p>ア 新たなビジネス創出の継続性が十分に期待できる。</p> <p>イ 新たなビジネス創出の継続性が期待できる。</p> <p>ウ 新たなビジネス創出の継続性が期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>

【関連性】	(7) 農林水産業と食品産業の連携強化に資する取組であるか。	
	ア プラットフォームに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者の需要に応じた供給が可能な農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体が参加している。	2
	イ プラットフォームに、生産者とのコミュニケーションに資する消費者が参画している。	2
	(8) 他の施策と連携している取組であるか。	
	ア 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置づけられた取組であるか。	2
	イ 農商工等連携事業計画の認定事業者が間接補助事業に取り組む計画であるか。	2
	ウ 地域未来牽引企業が間接補助事業に取り組む計画であるか。	2
	エ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (https://www.biz-partnership.jp/index.html) において宣言を公表している事業者(令和5年1月末時点)が間接補助事業に取り組む計画であるか。	2
	オ みどりの食料システム戦略の実現に資する取組であるか。	2
	カ 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組であるか。	3
※アからカの複数項目に該当する場合も、上限は5ポイントとする。		

間接補助事業者の要件

1 共通要件

- (1) プラットフォームの参画者である 1 次産業、2 次産業、3 次産業の各段階において、それぞれ 1 者以上、計 3 者以上が共同して事業に取り組み事業を実施する際の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。
- (2) 事業期間を 3 年から 5 年とする事業実施計画が作成されていること。
- (3) 本要綱第 23 の規定による収益納付及び第 29 の規定による事業実施状況等及び評価報告を確実に実施すること。
- (4) イノベーションを創発させるために、プラットフォームの参画者である大学及び公設試験研究機関等が有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
- (5) 消費者ニーズをサプライチェーンの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築に取り組むこと。
- (6) 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築に取り組むこと。

2 メニューごとの要件

- (1) 新商品等の開発にあつては、次のアからウまでを満たすものであること。
 - ア 地域内の農林水産物を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであつて、商品等に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
 - ウ 開発した新商品等にあつては、「FCP 展示会・商談会シート」を作成すること。
- (2) 販路開拓に向けて行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。

なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて補助金の額を確定させるものであること。

 - ア 展示会等のブース又は間接補助事業者が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
 - イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。
- (3) 販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「FCP 展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。

3 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業の実績額の中に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

間接補助事業者が以下のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 間接補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 間接補助事業者の関係会社（間接補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに間接補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

(2) 利益等排除の方法

ア 間接補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 間接補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別記様式第1号（第7第1項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業実施計画書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第7第1項の規定に基づき、関係書類を添えて提出する。

（注） 関係書類として、「別添」及び添付書類を添付すること。

別添

都道府県名	
-------	--

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築及び地域の社会的課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

(2) 事業の効果

※事業の実施により、事業の目的の実現にどのような効果があるのか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※当該事業における取組（プラットフォームの形成、情報発信、研修会の開催、戦略会議の開催、新たなビジネスの支援、次年度の取組検討）及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の当該事業における取組（プラットフォームの形成、情報発信、研修会の開催、戦略会議の開催、新たなビジネスの支援、次年度の取組検討）及びスケジュールを記載すること。

2 目標年度及び成果目標

(1) 成果目標の概要

※事業の内容に応じて設定した定量的な成果目標とその設定根拠を記載すること。

(2) 定量的な成果目標

定量的な成果目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)
	第3年度 (年)	第4年度 (年)	目標年度 (年)

注：事業期間（3年から5年）の最終年度を目標年度とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。また、目標年度には目標年度と記載すること。

(3) 成果と効果の検証方法

<p>※成果目標の達成状況を確認できる指標を記載すること。</p> <p>※指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、成果と効果を客観的に検証する方法を記載すること。</p>

3 事業内容

(1) プラットフォーム形成

ア プラットフォームの参画予定者

事業者名	業種、事業概要等	備考
※法人名等を記載する。	※農林漁業者、食品製造事業者、流通販売事業者、その他の業種の事業者、金融機関、試験研究機関等の業種や事業概要を簡素に記載する（一覧表の提出も可とする）。	※地域外の事業者等は都道府県名を記載する。
参画者数		者

注1：参画予定者は、確実に参加する事業者や関係者を記載すること。

注2：参画予定者は、想定する新たなビジネスに係る事業者や関係者のみとならないよう留意すること。

イ LFPの組織体制及び関係機関との連携体制

※プラットフォームに参画する事業者の構成、都道府県の担当部署及び委託先を含む事務局体制、関係機関等の連携体制がわかる図を添付してください。

※取得した個人情報を適切に取り扱う体制及び経理について複数の者による審査体制が構築されていることがわかる内容を記載してください。（図による添付でも可）

(2) 研修会

ア 研修会の開催計画

	開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考
①LFPの意義やプラットフォームに参画した事業者の意識醸成等に資する講義					
②地域資源の洗い出し等により新たなビジネスのアイデアを生み出すワークショップ					
③地域の実情や想定する新たなビジネスを踏まえた研修及び、次年度の取組の検討					

注1：①と②は必須として、講義内容の基本的な事項は中央LFPが提示のうえ、講師を派遣して実施するものとする。

注2：③は、地域の実情や想定する新たなビジネスを踏まえた内容の研修及び次年度の取組の検討を必要に応じて実施できるものとし、実施する場合は開催内容等を記載すること。

(3) 戦略会議

ア 戦略会議の開催計画

開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考

注：研修会で出されたアイデアを基にした新たなビジネスの基本構想を検討するとともに、新たなビジネスを担う事業者のマッチングを実施するものとする。

イ 想定する新たなビジネスの概要

※想定する新たなビジネスの概要について記載すること。

※事業実施年度において創出した新たなビジネスについて、事業実施年度以降の取組（販売開始、販路拡大、発展的展開等）についても記載すること。

【活用する農林水産物】

【新商品・新メニュー・新サービス等の内容】

※イノベーションの創発、好循環を生むバリューチェーンの構築、消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築に向けた、取組方針を記載すること。

【新たなビジネスの担い手像】

【想定される売上及び市場規模】

【新たなビジネスが目指すもの】

※地域の社会的課題解決と経済性の両立につながる新たなビジネスモデルとして以下の要素を記載すること。

- ① 新たなビジネスの顧客は誰なのか
- ② 顧客にとってどのような価値を提供するのか
- ③ どのようにして価値を提供するのか
- ④ なぜ利益に結び付くのか

ウ 新たなビジネスの創出に向けたLFPの取組

※LFPの取組を通じて地域の特性、プラットフォームに参画した事業者の経営資源、支援機関等の研究成果や技術、知見、役割等を踏まえて、新たなビジネスを創出するために行う都道府県（プラットフォーム含む）の取組や体制の構築について記載すること。

【イノベーションの創発】

【消費者ニーズをサプライチェーンの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築】

【消費行動の変化に対応したサプライチェーンの構築】

(4) 新たなビジネスの支援方針

※新商品等の開発・販路開拓経費の補助、クラウドファンディングの活用、関係機関による支援体制構築の方針を記載すること。

(5) LFPの継続性

※新たなビジネスを創出するノウハウの蓄積方法、事業実施年度の次年度以降のLFPの継続に向けた取組を記載すること。

(6) 農林水産業と食品産業の連携強化に資する取組

該当する項目にチェックすること。

ア プラットフォームに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者の需要に応じた供給が可能な農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体が参加しているか。

 該当する

イ プラットフォームに、生産者とのコミュニケーションに資する消費者が参画しているか。

 該当する

(7) 行政施策との関連性等

該当する項目にチェックすること。

ア 「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

 該当する

イ 農商工等連携事業計画の認定事業者が間接補助事業に取り組む計画であるか。

 該当する

ウ 地域未来牽引企業が間接補助事業に取り組む計画であるか。

 該当する

エ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において宣言を公表している事業者(令和5年1月末時点)が間接補助事業に取り組む計画であるか。

 該当する

オ みどりの食料システム戦略の実現に資する取組か。

該当する

カ 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

該当する

キ 輸出枠（輸出事業計画の認定に向けた）の取組か。

該当する

(8) 事業費積算書

ア 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

イ 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。 【LFPの運営経費】 【新たなビジネスの支援経費（間接補助事業）】		円	円	
合計				
補助金額				

注1：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

注2：事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を備考欄に明記する。

①委託先が決定している場合は委託先名

②委託する事業の内容及びそれに要する経費

(9) 添付書類

(6) のア若しくはイ又は(7) のア～キの項目において「該当する」にチェックをした場合は、それぞれ該当する以下の資料を添付すること。

ア 新商品等の原材料となる農林水産物について、プラットフォームに参画する農林漁業者、農林漁業者の組織する団体が新商品等に必要な量や品質を満たす供給が可能なことを確認できる資料

(例：原材料となる農林水産物の生産計画・販売計画等の量が分かる資料及び、生産履歴や成分検査証明書などの原材料となる農林水産物の品質が分かる資料)

イ 消費者がプラットフォームにおいてどのように生者とのコミュニケーションを図るのが分かる資料

(例：消費者ニーズを新たなビジネスに係る商品等や農林水産物の生産に反映するための取組に協力する消費者の概要など)

- ウ 地域再生計画に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることが確認できる資料
- エ 農商工等連携事業計画の認定事業者が間接補助事業に取り組む計画であることが確認できる資料
- オ 地域未来牽引企業が間接補助事業に取り組む計画であることが確認できる資料
- カ 「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表している事業者が間接補助事業に取り組む計画であることが確認できる資料
- キ みどりの食料システム戦略の実現に資する取組であることが確認できる資料
- ク 農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料
- ケ その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

- (注) 1 記載事項及び添付書類が、既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたって当たっては、提出済の資料の名称、その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 3 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第2号（第9第1項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第9第1項の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
合 計				

- (注) 1 区分欄には、別表1の第1の区分の欄の事業名を記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日

5 添付書類

都道府県の補助金交付規程又は要綱

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
- 2 補助金交付規程は、間接補助事業を実施する場合に添付すること。
- 3 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 5 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第3号（第12第2項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金
交付決定前着手届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
間接補助事業者にあつては都道府県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

事業に着手した後は、交付決定を受けるまでは、事業実施計画の変更を行わないことを条件に、交付決定を受ける前に事業に着手したいので、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第12第2項の規定に基づき届け出る。

記

- 1 事業の区分
- 2 事業費（円）
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前に事業に着手する理由

別記様式第4号（第14第1項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
間接補助事業者にあつては都道府県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇したいので、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第14第1項の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第2号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 4 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあつた資料については、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第5号（第17第1項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第17第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了予定 年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 区分の欄には、別記様式第2号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 事業費の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 地方農政局長等の求めがあつた添付書類については、遅滞なく提出すること。

別記様式第6号（第18第1項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官 〇〇 殿

（第18第1項に定める官署支出官名を記入）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあつた事業について、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第18第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

（また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。）

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A-(B+C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

（注）1 区分の欄には、別記様式第2号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

- 2 括弧内は、第 17 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 地方農政局長等の求めがあった添付書類については、遅滞なく提出すること。

別記様式第7号（第19第1項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第19第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場

合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 ○○年○○月○○日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄には、別記様式第2号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し及びその他支払い経費の確認のために必要な資料を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- 5 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 6 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあつた資料については、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第8号（第19第2項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫 補助金	Aのうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	Aのうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかつた場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかつた場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 地方農政局長等の求めがあつた添付書類については、遅滞なく提出すること。

別記様式第9号（第19第4項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金について、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部

分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 3 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 4 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 3 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
 - 4 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第 10 号（第 23 第 1 項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業収益状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
間接補助事業者にあつては都道府県知事）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があつた地域食品産業連携プロジェクト推進事業に関する〇〇年度の収益の状況について、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第23第1項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

1 報告内容

1 間接補助事業者の名称									
2 会計年度(決算期間)		年 月 日 ~				年 月 日			
3 事業(新たなビジネス)の概要									
4 事業で取り組んだ新商品名等									
5 事業実施期間		年 月 日 ~				年 月 日			
6 販売実績、費用等									
	項 目	事業実施 年度	事業年度 (1年目)	事業年度 (2年目)	事業年度 (3年目)	事業年度 (4年目)	事業年度 (5年目)	累計額	備考
(1)	事業に係る特許権等の収益の額(円)	—							
(2)	事業による成果の供与による収益の額(円)	—							
(3)	事業により開発された商品の売上高(販売実績)の額(円)	—							ΣA_i
(4)	(3)の売上高を得るために要した費用の額(本事業実施に要した費用除く。)(円)	—							ΣE_i
(5)	本事業実施に要した費用の額(円)								C
(6)	補助金の確定額(円)		—	—	—	—	—		D
(7)	納付額(円)	—							E
(8)	納付すべき事業収益額(円)	—	—	—	—	—	—		E_i
7	収益の状況に関する事項	—							
8	事業継続に関する事項	—							

2 添付書類

事業により開発された商品に係る売上高及び費用に関する資料等（貸借対照表及び損益計算書等）

- (注) 1 この報告書は販売実績等の有無にかかわらず、事業終了年度の翌年度から3年間の状況を、決算期ごとに（半年決算の場合にあつては、下半期の決算の終了後ごとに）提出すること。
- 2 「6 販売実績、費用等」の欄には、本事業に係る報告対象年度の以前から販売実績等がある場合には、当該販売実績等を合計して記入すること。
- 3 「(1) 事業に係る特許権の収益の額」の欄には、事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定による収益の額を記入すること。
- 4 「(3) 事業により開発された商品の売上高（販売実績）の額」の欄には当該年度の売上高を記入すること。
- 5 「(4) (3) の売上高を得るために要した費用の額（本事業実施に要した費用除く。）」の欄には、当該年度の売上高を得るに要した費用（製造原価、販売費および一般管理費等）を記入すること。
- 6 「(5) 本事業実施に要した費用の額」の欄について、「事業実施年度」の欄には、本事業による新商品開発及び当該新商品の改良に要した交付対象事業費のほか、これを補完するため自己負担により行われた新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用等を、「事業年度（1年目）～（5年目）」の欄には、事業終了後に、自己負担により行われた新商品の改良に要した費用等を記入すること。
- 7 「(6) 補助金の確定額」の欄には、本事業の交付金の確定額を記入すること。
- 8 「(7) 納付額」の欄には、当該年度に納付した額を記入すること。
- 9 「(8) 納付すべき事業収益額（E_i）」の欄には計算式 $[E_i = \{(\sum A_i - \sum E_i) - (C - D)\} D / C - E]$ を用いて算出した額を記入すること。
- 10 「7 収益の状況に関する事項」の欄には、収益の状況について記載すること。収益が上がらなかった場合、その要因について売上と費用の両面から分析を行い、収益の発生に向けた改善策について具体的に記載すること。
- 11 「8 事業継続に関する事項」の欄には、事業の継続方針を記載すること。新しいビジネス（間接補助事業）を中止した場合は中止した期日を記載すること。
- 12 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 13 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 14 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第 11 号 (第 25 関係)

〇〇年度
農林水産省所管

地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
補助事業名	交付決定 の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補助金 相当額	支出 済額	うち国庫補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補助金 相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記様式第 12 号（第 26 第 2 項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（間接）補助事業者 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

4 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

番 号
年 月 日

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業実施計画書
（新たなビジネスの支援）

都道府県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第 26 第 3 項の規定に基づき、関係書類を添えて提出する。

（注） 関係書類として、「別添」及び添付書類を添付すること。

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の社会的課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

(2) 事業の効果

※事業の実施により、事業の目的の実現にどのような効果があるのか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※当該事業における取組（新商品等の企画・実証・開発、消費者評価会の実施、販売促進展開）及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の当該事業の取組を推進するための取組とスケジュールを記載すること。

2 事業実施主体等

(1) 事業実施主体及び共同で事業を実施する事業者

	名称	所在地	代表者名	業種	事業上の役割
①					
②					
③					

注1：プラットフォームの参加者である1次産業、2次産業、3次産業の各段階において、それぞれ1者以上、計3者以上が共同で事業に取り組むこと。

注2：欄が不足する場合は適宜、番号を付して欄を設けること。

(2) 事業の実施にあたっての連携者

名称	所在地	代表者名	業種	事業上の役割

注：事業の実施にあたり連携する事業者や関係者を記載する。特に、イノベーションの創発、バリューチェーンやサプライチェーンの構築にあたり、連携する者があれば記載すること。

3 目標年度及び成果目標

(1) 成果目標の概要

※事業の内容に応じて設定した定量的な成果目標とその設定根拠を記載すること。

(2) 定量的な成果目標

定量的な成果目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)
	第3年度 (年)	第4年度 (年)	目標年度 (年)

注：事業期間（3年から5年）の最終年度を目標年度とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。また、目標年度には目標年度と記載すること。

(3) 成果と効果の検証方法

※成果目標の達成状況を確認できる指標を記載すること。 ※指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、成果と効果を客観的に検証する方法を記載すること。
--

4 事業内容

(1) 事業戦略（ビジョン）の概要

--

(2) 新商品・新メニュー・新サービス等の概要

新商品等名	概要
-------	----

	※事業の内容、新商品等の内容、ターゲットとする顧客・市場、市場・顧客ニーズ、新規性・独自性・ノウハウ、市場・顧客規模と市場特性、競合状況と競争力、マーケティング、考えられるリスク等を記載する。
	イノベーションの内容

(3) 消費者ニーズをサプライチェーンの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの内容

--

(4) 消費行動の変化に対応したサプライチェーンの内容

--

(5) 新商品等開発・販路開拓の取組内容

ア 新商品開発の実施

(ア) 試作品の製造に関する資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

(イ) 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

(ウ) 試作品の製造に関するリース、レンタル機器等内訳

対象	機種名	
機器	形式名	

	数量	台	単価	円	金額	円
	処理能力	トン/日				
設置場所						
用途 (具体的に)						

注1：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注2：対象機器の仕様書、カタログ又は見積書の写しを添付すること。

イ 販路開拓の実施

(ア) 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

(イ) 試験販売等の実施

実施時期	開催場所	開催内容	来場 対象者	試供品の作成・提供数

(ウ) 商談会等への出展

実施時期	開催場所	開催内容	来場 対象者	試供品の作成・提供数

(6) 売上計画の概要

新商品等名	初年度 (年)	第2年度 (年)	第3年度 (年)	第4年度 (年)	第5年度 (年)	目標年度/ 初年度
						%
計						

注：翌年度からの計画を、年度別（当初4月から翌年3月まで）に記載すること。

5 事業費積算書

(1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

(2) 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
		円	円	
新商品等企画・実証・開発費				
消費者評価会実施費				
販売促進展開費				
合計				
交付金額				

注1：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

注2：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

6 添付書類

(1) 事業実施主体のうち申請者の概要

- ア 定款又はこれに準ずる規約
- イ 役員等名簿
- ウ 事業計画、収支予算書及び収支決算書等

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 3 添付を省略した資料のうち、都道府県知事の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第 14 号（第 29 第 1 項関係）

〇〇年度地域食品産業連携プロジェクト推進事業の事業実施状況等及び評価報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
間接補助事業者にあつては都道府県知事）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度に実施した事業に係る事業成果状況について、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱第29第1項に基づき、下記のとおり報告する。

記

定量的な成果目標						
区分	総事業費	補助金				完了年月日
		補助金	都道府県費	市町村費	その他	
〇〇事業	円	円	円	円	円	

年度	事業実施主体の自己点検 結果及び自己評価	計画時の目標値 (A)	実績値 (B)	達成率 (C)	事業実施状況概要
目標年度					
実績（初年度）					
実績（第2年度）					
実績（第3年度）					
実績（第4年度）					
実績（第5年度）					

- (注) 1 「事業実施主体の自己点検結果及び自己評価」の欄には、事業実施計画書に掲げた成果目標の達成状況（経過年度の進捗状況）について、自己評価と取組状況（取組、課題とその解決方法、改善状況等）を記載するとともに、「別表2 配分基準」の「3 評価の基準」の全ての評価項目について、自己評価と取組状況を記載すること。
- 2 「達成率」の欄には、事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の目標値に対する実績値の比率を記載すること。
- 3 「事業実施状況概要」の欄には、別記様式1の実施方針（取り組み内容とスケジュール）を簡潔に記載すること。